

年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある 60 歳以上の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間は、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。

国民年金には、ご本人の申し出により「60 歳から 65 歳未満」の 5 年間、国民年金保険料を納めることで、65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる
【任意加入制度】があります。

国民年金任意加入制度 Q & A

Q. 任意加入に条件はありますか？

A. つぎの①～③のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方

- ・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方も加入できます。
- ・外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方も加入できます。

Q. 任意加入によるメリットはありますか？

A. ● 65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。くわしくは、別紙資料の『国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表』または裏面をご覧ください。

● 万が一の際にも備えられます。

一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

● 長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。

65 歳から年金を受け取った場合、75.1 歳[※]で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。

くわしくは、裏面の「年金増加額の例」をご覧ください。

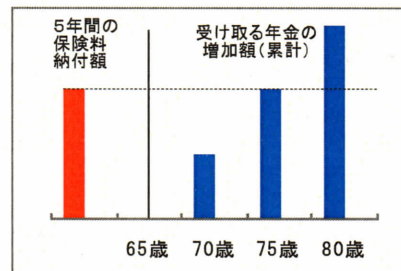
※ 5 年間保険料を納付した場合で算出。

● 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

年金増加額の例

5年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額はつぎのとおりです。
(平成28年度の保険料額、年金額で計算しています。)

- 5年間の保険料納付額(総額) ……975,600円
- 65歳から受け取る年金の増加額
 - ・ 70歳 ……約 487,500円(5年間の総額)
 - ・ 75歳 ……約 975,000円(10年間の総額)
 - ・ 80歳 ……約 1,462,500円(15年間の総額)



Q. 毎月の保険料はいくらになりますか？

A. 国民年金の保険料は、月額16,260円(平成28年度)です。

保険料の納付方法は口座振替になります。

また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

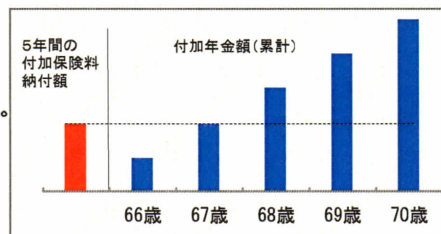
付加年金額(年額)は、「付加保険料納付月数 × 200円」で計算します。

- 60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合
 - ・ 5年間の付加保険料納付額(総額) … 24,000円(60月 × 400円)
 - ・ 付加年金額(年額) …… 12,000円(60月 × 200円)

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

※平成28年度の保険料額、年金額で計算しています。

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。
くわしくは年金事務所へお問い合わせください。



Q. 任意加入はどこで手続きをすればよいのですか？

A. ご本人がお住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、以下のものをご用意ください。

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 預貯金等通帳、印かん(金融機関届出印)

なお、加入日は申出を行った日からになります。

ご不明な点は、お住まいの市(区)役所または町村役場(国民年金の担当)、もしくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

【資料】

国民年金任意加入の保険料納付額および年金増加額表

(平成 28 年度ベース)

(単位：円)

加入 月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)	加入 月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)	加入 月数	保険料 納付額	年 金 増加額 (年額)
1	16,260	1,625	21	341,460	34,129	41	666,660	66,634
2	32,520	3,250	22	357,720	35,755	42	682,920	68,259
3	48,780	4,876	23	373,980	37,380	43	699,180	69,884
4	65,040	6,501	24	390,240	39,005	44	715,440	71,509
5	81,300	8,126	25	406,500	40,630	45	731,700	73,134
6	97,560	9,751	26	422,760	42,255	46	747,960	74,760
7	113,820	11,376	27	439,020	43,881	47	764,220	76,385
8	130,080	13,002	28	455,280	45,506	48	780,480	78,010
9	146,340	14,627	29	471,540	47,131	49	796,740	79,635
10	162,600	16,252	30	487,800	48,756	50	813,000	81,260
11	178,860	17,877	31	504,060	50,381	51	829,260	82,886
12	195,120	19,503	32	520,320	52,007	52	845,520	84,511
13	211,380	21,128	33	536,580	53,632	53	861,780	86,136
14	227,640	22,753	34	552,840	55,257	54	878,040	87,761
15	243,900	24,378	35	569,100	56,882	55	894,300	89,386
16	260,160	26,003	36	585,360	58,508	56	910,560	91,012
17	276,420	27,629	37	601,620	60,133	57	926,820	92,637
18	292,680	29,254	38	617,880	61,758	58	943,080	94,262
19	308,940	30,879	39	634,140	63,383	59	959,340	95,887
20	325,200	32,504	40	650,400	65,008	60	975,600	97,513

(注 1) : 保険料は、16,260 円（平成 28 年度の月額）に任意加入月数を掛けて算出しています。
 なお、平成 17 年度から平成 29 年度まで、保険料は毎年度引き上げられる予定ですが、
 この表ではその引き上げ予定分を見込んでいません。ご注意ください。

(注 2) : 年金増加額は、平成 28 年度の老齢基礎年金額 780,100 円に任意加入月数を掛け、
 さらに 480 月で割って算出しています。

※0.5 円未満は切り捨て、0.5 円以上は 1 円単位に切り上げています。

【例】 任意加入月数が 25 月の場合

$$(780,100 \text{ 円} \times 25 \text{ 月}) \div 480 \text{ 月} = 40,630.2 \text{ 円} (1 \text{ 円未満が } 0.5 \text{ 円未満なので切り捨て}) \\ = 40,630 \text{ 円}$$



日本年金機構
 Japan Pension Service

1604 1016 086